

市労連発第848号

2023年6月6日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市労働組合連合会
執行委員長 石田 信子



2023年職場の人員確保についての要求書

貴職におかれましては、平素より職員の労働条件の向上に格段のご配慮をいただいていることに敬意を表します。

地方自治体の職員数は大幅な減少を続けていますが、多くの職場で人員不足による時間外勤務が増加するとともに、臨時・非常勤等職員が恒常的業務を行っている現状があります。また、過労やストレスにより心身の健康を害する職員も年々増え続けており、業務全般に支障を来しています。

私たちは自治体業務・公共サービスの水準の維持・向上のために、業務実態に見合った人員の確保が必要不可欠であると認識し、下記のとおり職場の人員確保等について要求しますので、文書にて誠意ある回答を頂きますようお願いいたします。併せて団体交渉を行うよう申し入れます。

記

1. 短大卒・高校卒者の採用試験を実施すること。また、日程を明らかにすること。
2. 技能職の採用試験を実施すること。また、日程を明らかにすること。
3. 北摂共同採用試験について、総括を行い、再開の検討を行うこと。
4. 民間経験者の採用については、総括を行い労使協議すること。また、前歴換算制度等との整合性を図るとともに特定の資格者等に限定すること。
5. 障がい者の採用計画を明らかにすること。また、法定雇用率の達成は当然のことであるが、3障害全ての雇用を含め、障がい者の就労の場の創出に向け労使協議を行うこと。
6. 職場の欠員及び人的状況を明らかにすること。また、欠員については、この間の協議経過を踏まえて早急に補充すること。更に業務遂行に必要な人員は職場協議の結果を踏まえて対応すること。
7. 中核市移行並びに大阪府からの権限移譲にかかる業務の点検結果を踏まえ、市民サービスの向上と特色あるまちづくりの実現、サービス提供範囲の拡大

- に対応しうる業務執行体制の確立のための必要な人員を確保すること。
8. 時間外労働・休暇取得状況・療養休暇取得状況なども考慮して、権利取得が容易な人員体制を確保すること。
 9. 人材育成に関わって、人材育成基本方針について、逐次振り返りを行いながら内容進捗状況について労使協議を行うこと。
 10. 2024年度の人員配置について
 - (1) 地方分権の推進・業務に必要な技術の伝承等の立場で必要な人材育成と配置並びに新たな人材を確保すること。また、配置計画について事前に協議すること。
 - (2) 2024年度中に予定される新規・統廃合事業等を明らかにするとともに必要な人員を確保すること。
 - (3) 定年前退職制度等、次年度採用人数に関わって一体的に協議すること。
 - (4) 課長補佐級以上のスタッフ職の配置については、業務内容も合わせて協議・合意の上で行うこと。
 - (5) 職種変更は、労使協議・合意のないものは行わないこと。
 - (6) 臨時・嘱託職員等、労使協議・合意のないものは、採用配置しないこと。その他、人員に関わってはすべて労使協議・合意の下で行うこと。
 11. 現在の業務及び公共サービス水準を守ることを基本とした中長期人員採用計画を策定・提示すること。
 - (1) 今後、数年間の定年退職予定者の職種及び人数を明らかにすること。
 - (2) 全職域・職場の職種・職階、臨時・非常勤等の人数を明らかにすること。
 - (3) 採用計画策定に関わって労使協議すること。
 12. 国の進める新地方行革指針・行革推進法による人員削減の指導・助言には、反対姿勢を明確にすること。
 13. 現行の短時間職員及び会計年度任用職員の職場に欠員が生じる場合は、速やかに同様の職員を補充すること。また、採用試験を行うこと。
 14. 定年延長の課題については、国における動向を注視しつつ、必要な協議を労使で行うこと。
 15. 以上の人員確保のために、下記の職種について採用試験を実施すること。
 - (1) 事務職
 - (2) 技術職（土木、建築、電気、機械、化学）
 - (3) 保育教諭
 - (4) 技能職
 - (5) 看護師
 - (6) 医療専門職放射線技師、作業療法士、理学療法士、臨床検査技師、薬剤師、保健師、

栄養士、獣医師)

(7) 司書

(8) 社会福祉職

(9) 消防職

(10) 短時間勤務職員

(11) 会計年度任用職員

以上

